

下記のとおり、自動販売機設置に伴う市有財産貸付の一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 5 年 6 月 1 6 日

札幌市長 秋 元 克 広

記

1 契約担当部局

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市環境局環境事業部施設管理課管理係（電話 011-211-2922）

2 入札に付する事項

(1) 事業の名称

一般競争入札による市有財産の貸付（物件番号 1、物件番号 2、物件番号 3）

(2) 貸付内容・場所等

令和 5 年度自動販売機設置事業者募集案内書（以下、案内書という。）による。

(3) 貸付期間

物件番号 1：「仕様書（物件番号 1）」別紙 1 に記載のとおり

物件番号 2：「仕様書（物件番号 2）」別紙 2 に記載のとおり

物件番号 3：「仕様書（物件番号 3）」別紙 3 に記載のとおり

(4) 入札方法

総価で行う。なお、最低貸付価格（1 台あたり税抜 1,300 円/月）を設定している。入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

また、契約は総価（入札書別紙内訳書の 1 ヶ月あたりの金額に消費税及び地方消費税の相当額として、その 10%相当額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を契約期間で計算した合計額）で行います。

3 応募資格要件（入札参加資格）

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(2) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録がある場合、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。（入札の告示の日から落札決定日までの間、資格停止期間でないこと。）

(3) 札幌市内に、本店、支店、営業所又は、事業者を置いていること。

(4) 前年度及び前々年度において、自動販売機設置事業の実績を有していること。

(5) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は、その団体に属する者でないこと。

(6) 上記(5)に関して、観察処分を受けた団体又はその団体の者でないこと。

(7) 札幌市税の未納がないこと。

(8) その他、借受人として適さないと判断される者でないこと。

4 応募申込手続

この応募に参加を希望する者は、応募資格要件の審査を行うため、一般競争入札参加申込書及び資

格を証する関係書類を提出すること。

申込にあたっては案内書を熟読し、契約の条件等を確認の上、申込みすること。

(1) 受付期間及び受付時間

令和5年6月19日（月）から令和5年6月30日（金）まで
平日8時45分から17時15分まで（12時15分～13時00分を除く）

(2) 提出方法

送付または持参により提出すること。

(3) 提出先

上記1に同じ。

(4) 提出書類

案内書による。

(5) 審査結果

入札参加資格審査の結果については、後日、入札参加資格確認結果通知書により通知する。

5 入札書の提出場所等

(1) 案内書を示す場所及び問合せ場所

上記1 契約担当部局に同じ。

なお、案内書は札幌市ホームページにて公開する。

（ホームページアドレス

<https://www.city.sapporo.jp/seiso/topics/keiyaku/shisetunaijidouhanbaiki.html>）

(2) 入札書の提出方法

令和5年7月7日（金）17時15分までに上記1に送付または持参すること。

(3) 開札

令和5年7月10日（月）午前11時00分から順次

札幌市役所12階環境局会議室

札幌市中央区北1条西2丁目

6 入札手続き等

(1) 入札保証金 要

ア 入札保証金は、最低貸付価格×3年分の合計額となる100分の3の額（円未満切上）とする。

イ 納めた入札保証金は、落札されなかった者については、入札終了後に還付申出書の提出により後日返還するが、落札を取り消された者の入札保証金は、札幌市に帰属する。また、落札者については契約保証金に充当する。

ウ この入札保証金を札幌市が返還する場合には、利息を付さない（後日、郵便局以外の指定金融機関に振込みを行う）。

エ 過去2年間に札幌市への自動販売機の設置（目的外使用許可を含む。）がある場合は、この保証金を免除するので、設置実績が確認できる契約書等の写しを参加申込書と併せて提出すること。

(2) 契約保証金 要

ア 本件契約締結時に契約保証金として、札幌市発行の納入通知書により指定期日までに一括で納入すること。当該保証金の金額は契約金額の100分の10の額（円未満切上）とするが、納入済の入札保証金はこれに充当する。ただし、入札保証金を免除された者は、この契約保証金を免除することができる。

イ この保証金を指定する納期限までに納入しない場合は、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、当該保証金の額に年14.6%の割合で計算した額を延滞金として支払うこと。

- ウ 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、貸付に伴う一切の損害賠償に充当する。
- エ 契約保証金は、本件契約の期間満了時に、貸付物件の原状回復状況を確認した後、落札者の請求に基づいて返還する。ただし、返還の際は利息を付さない。
- オ 落札者が本件契約上の義務を履行しないときは、札幌市は本件契約を解除する。この場合、納入された契約保証金は札幌市に帰属する。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格が無い者の入札、入札に関わる条件に違反した者の入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法等

最低貸付価格以上の価格のうち、最高価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(7) 詳細は案内書による。